

中小企業
の皆様へ

商標登録はお済ですか？

今やインターネット社会になり、ますます高まる商標の重要性



<インターネットの無い社会>

例えば

福岡のA酒造が
地域限定で
酒「○★○」を販
売中



情報が届かない「商
標侵害だ」と思いつ
かない

秋田のB酒造
は「○★○」の商
標権者

A酒造は地域で小規模
に販売しており、B酒造
は、A酒造の商売を知
る機会がほとんど無い

A酒造は他人の商標権を知らずに使用しても、昔は商売をすることができた



商標登録はお済ですか？

今やインターネット社会になり、ますます高まる商標の重要性



<インターネット社会では>

例えば

A酒造は、商品<酒「〇★〇」>を広く世間に知ってもらうため、インターネットを活用し自店のHP上で、商品やサービスを紹介



商標権侵害だ！

福岡のA酒造が地域限定で酒「〇★〇」を販売中



秋田のB酒造は「〇★〇」の商標権者

対応策

- ① まずは自店の店名や商品名等が、他人の商標権として登録されていないかの調査
- ② 登録されていれど、弁理士等の専門家に相談
- ③ 無い場合は、商標出願を



また、他人のブログで商品などが紹介された場合も、同様の問題が生じることとなります

商標登録はお済ですか？ 加藤特許事務所にご相談ください



最近の商標権侵害ニュース

<H23. 6. 30大阪地裁判決>

自社の会社名を商標登録していなかった!

「堂島ロール」で知られる洋菓子会社「モンシュシュ」の標章「Mon chouchou」が、ゴンチャロフ製菓の商標権を侵害しとして、大阪地裁は標章の使用禁止と約3,500万円の賠償を命じました。

加藤特許事務所におまかせください

商品名(ネーミング)や会社名の商標登録をお済でない方は、お気軽に弊所にご相談ください (ご相談は無料)

ご相談の後、まずは、先登録商標の調査を致します (調査料7,000円から)
調査結果を踏まえ、商標登録の可能性について、判断いたします

判断結果を基に、出願等のご相談に応じます

お問い合わせ
先

加藤特許事務所 代表弁理士加藤久

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-25-21
博多駅前ビジネスセンター411号

[TEL] 092-413-5378 [FAX] 092-413-5383

[URL] <http://kato-pat.jp> [e-mail] post@kato-pat.jp